

職員の再就職制限について

現行の職員就業規則

(退職後の私企業からの隔離)

第26条 職員は、退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、理事長の承認を得た場合には、これを適用しない。

見直し案

(改正後の国家公務員法並び)

(退職後の就職に関する規制)

第26条 職員は、退職後に営利企業の地位に就くことを約束した場合には、理事長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1)氏名及び生年月日
- (2)機構における役職
- (3)退職予定日及び再就職予定日
- (4)再就職先の名称
- (5)再就職先の業務内容及び再就職先における地位

2 理事長は、機構における業務の公正を確保するために必要と認める場合は、前項の届出を行った職員に対し配置換を命じ、又は従事する業務を制限するものとする。

3 職員は、利害関係企業(営利企業のうち、職員の職務に利害を有するものとして理事長が定めるものをいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは職員であった者を当該利害関係企業の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員若しくは職員であった者を当該地位に就くことを要求し、若しくは依頼してはならない。

4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の実施細則第3条第2項に規定するSPT以上の職務等級に該当する職員は、利害関係企業に対し、退職後に当該利害関係企業の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

(幹部職員に関する規制)

第26条の2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の実施細則第3条第2項に規定するMGRⅢ以上の職務等級に該当する職員(以下「幹部職員」という。)であった者は、退職後2年間、利害関係企業の地位に就こうとする場合(前条第1項の規定により既に届け出た場合を除く。)には、あらかじめ、理事長に同項に掲げる事項を届け出なければならない。

2 理事長は、幹部職員又は幹部職員であった者から前条第1項又は前項の届出を受けた場合は、その後に開催される運営評議会において、当該幹部職員又は幹部職員であった者の機構における役職並びに再就職先の名称及び業務内容を報告するものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第26条の3 職員であった者であって退職後に営利企業の地位に就いている者は、退職後2年間、退職前に在職していた部等(独立行政法人医薬品医療機器総合機構組織規程第2条第3項に規定する部又はこれに準ずる組織をいう。)に属する職員に対し、当該営利企業との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業に対して行われる行政手続法第2条第2号に規定する処分に関する事務であって退職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、若しくはしないように要求し、又は依頼してはならない。

採用後職員の従事制限及び退職後の再就職規制について

【参考】
(第2回運営評議会資料)

	PMDA職員の場合	国家公務員の場合
採用後職員の従事制限	<p>《職員就業規則、業務の従事制限に関する実施細則》</p> <p>○<u>営利企業に在職していた職員(以下、企業出身者)について、採用後2年間は、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係にある業務に就けない。</u></p> <p>○<u>企業出身者について、採用後5年間は、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係にない業務に従事する場合(企業においては研究・開発部門の業務に従事し、採用後は安全対策部門の業務に従事する場合等)でも、出身企業の医薬品等に係る審査等の業務には就けない。</u></p> <p>○<u>職員の家族(配偶者及び同居する2親等以内の親族)が在職する企業が医薬品製造販売業者等である場合、当該企業の審査等の業務には就けない。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>○<u>平成23年3月までに採用する職員については、採用後2年間の就業制限の適用を除外。</u></p> <p>○<u>出身企業の医薬品等に係る業務及び管理的業務を除き、他の職員と複数で担当することにより、採用前5年間に在職した企業における業務と密接な関係にある業務に従事することができる。</u></p> <p>○<u>上記経過措置を適用した職員については、運営評議会において、職員が所属する部、採用前5年間に在職していた企業名等について報告を行う。</u></p>	<p>○制限なし</p>
退職後の再就職規制	<p>《職員就業規則》</p> <p>○<u>退職後2年間は、営利企業の地位で、退職前5年間に在職していた業務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。</u> (※営利企業への就職について、業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、理事長の承認を得た場合は除く。)</p>	<p>《国家公務員法》</p> <p>○職員は、<u>離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、任命権者に氏名、再就職予定日及び再就職先における地位等の事項を届け出なければならない。</u> (※管理職職員【注】の場合、任命権者は内閣総理大臣に通知する。) 【注】管理職職員とは、給与法別表行(一)7級(本省課室長相当職)以上の職員をいう。</p> <p>○<u>管理職職員が、離職後2年間に、営利企業の地位に就いた場合や有給で営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合等は、任命権者を經由して内閣総理大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>○<u>離職後に営利企業等の地位に就いている者は、退職前5年間に在職していた局等の役職員に対し、離職後2年間、売買、貸借契約等で離職前5年間の職務に属するものについて働きかけ(職務行為の要求、依頼等)を行ってはならない。</u></p>

離職前5年間に在職していた国の機関等と密接に関連する営利企業への離職後2年間の再就職を原則禁止する規定は、平成20年12月31日に廃止。